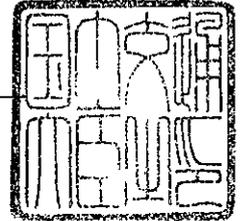




国水政第 109 号
平成 28 年 3 月 30 日

国地方係争処理委員会 御中

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号
国土交通大臣 石井 啓



国地方係争処理委員会への審査の申出に係る答弁書の訂正の申立てについて

沖縄県知事（審査申出人）が平成 28 年 3 月 22 日に貴委員会に対して行った審査申出について、同年 3 月 29 日に当職から提出した答弁書 1 ないし 4 において誤記があったため、別紙のとおり、訂正します。

以上

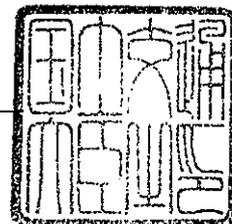
(別紙)

訂正申立書

平成28年3月30日

国地方係争処理委員会 御中

相手方 国土交通大臣 石井 啓



相手方が平成28年3月29日に貴委員会に対して提出した答弁書1ないし4に誤記があったため、以下のとおり、訂正します。

1 答弁書1 (相手方の主張の骨子)

(1) 5ページ下から10行目

誤 甲乙第3号証

正 乙第3号証

(2) 6ページ上から12行目

誤 (以下「第1号要件」という。)は、

正 (以下「第1号要件」という。)を定めるところ、

(3) 11ページ上から2行目から3行目

誤 法施行規則3条5号、

正 同法施行規則3条8号

2 答弁書2 (第1号要件について)

(1) 14ページ下から2行目

誤 乙第39号証5ページ及び7ページ

正 乙第39号証5ページ

(2) 18ページ上から5行目から6行目

誤 すなわち、違法を理由として行政庁が

正 すなわち、違法を理由として行政庁が

(3) 19ページ上から7行目

誤 すなわち、違法を理由とした自庁取消しの

正 すなわち、違法を理由とした自庁取消しの

(4) 24ページ上から11行目

誤 沖縄の負担軽減をする公益

正 沖縄の負担を軽減する公益

(5) 36ページ下から1行目

誤 沖縄県の負担は明らかに軽減するといえる

正 沖縄の負担は明らかに軽減するといえる

(6) 44ページ上から5行目

- 誤 乙第54号証
正 乙第50号証
- (7) 46ページ下から11行目
誤 34ページ
正 23ページ
- (8) 55ページ下から8行目
誤 乙第56号証
正 乙第53号証
- (9) 62ページ上から11行目
誤 訓練・演習を行う必要がある
正 訓練・演習を行う必要がある。
- (10) 91ページ上から2行目
誤 軍事目的での利用を排除しない形でともみられる急速
正 軍事目的での利用を排除しない形で急速

3 答弁書3 (第2号要件について)

- (1) 54ページ下から10行目
誤 前記ア②のとおり
正 前記アのとおり
- (2) 56ページ下から9行目
誤 乙第98号証の5・13ページ
正 乙第98号証13ページ
- (3) 58ページ上から12行目
誤 乙第99号証の3・15ページ及び16ページ
正 乙第99号証15ページ及び16ページ
- (4) 70ページ上から4行目
誤 乙第98号証の5・28ページないし31ページ
正 乙第98号証28ページないし31ページ
- (5) 71ページ下から12行目
誤 乙第23号証257ページ
正 乙第47号証257ページ
- (6) 71ページ下から4行目
誤 乙第33号証77ページ
正 乙第125号証77ページ
- (7) 73ページ下から2行目
誤 乙第23号証257ページ
正 乙第47号証257ページ
- (8) 93ページ上から2行目
誤 上記1(1)で述べたとおり
正 上記1で述べたとおり

4 答弁書4 (取消制限法理について)

(1) 10ページ下から13行目から12行目

誤 乙第123号証

正 (乙第123号証)

(2) 11ページ下から3行目から2行目

誤 乙第39号証5ページ及び7ページ

正 乙第39号証5ページ

(3) 15ページ上から9行目

誤 乙第125号証

正 乙第3号証

(4) 23ページ下から12行目

誤 乙132号証

正 乙第132号証

(5) 26ページ上から1行目

誤 甲乙第4号証

正 乙第4号証

以 上